

平成22年 7月21日

薦田長久 様

農林水産大臣 山田正彦

7月16日付けでいただいた御質問に対する回答について

7月16日に東国原知事を経由して、御質問状をいただきました。

まず、今回、薦田さんが断腸の思いで種牛の処分を受け入れていただいたことを心から感謝していることをお伝えいたします。

今回の口蹄疫対策においては、これまで1,300戸の農場、28万頭にも及ぶ牛、豚等を処分せざるを得ないこととなり、多くの畜産農家の方に多大な負担をおかけすることになりました。

また、口蹄疫の感染が拡大する中で、疑似患畜だけではなく、薦田さんの牛を含めて健康な牛、豚等についても広範囲にわたって殺処分を行わざるを得なくなってしまったことについては、農林水産大臣として深く反省し、将来のためにも何故こうしたことになったのか、その経緯、原因などを検証したいと思っています。

薦田さんは、全国和牛能力共進会で若雄の部チャンピオンとなった素晴らしい牛を育てられたと聞いております。まさに生涯を「牛飼い」として捧げてこられた薦田さんをはじめ、多くの畜産農家の皆様に家族同然に育ててこられた家畜の処分をお願いすることは、同じく牛を飼っていた人間として、非常に辛く思っています。

他方で、口蹄疫は本当に恐ろしい病気です。

私は、国の家畜防疫の最高責任者として、一刻も早く口蹄疫の清浄化を図るとともに、二度と今回のような感染拡大を招かないようにしなければならないという強い思いで全力で取り組んできております。

そのため、今回はどうしても感染拡大を防止するために1,000

戸の12万頭の牛豚等に殺処分が前提となるワクチン接種を行い、健康な牛豚等も含めて、殺処分することを決断しなければなりませんでした。

以上が私の正直な気持ちですが、今回の措置に関して、御質問をいただきましたので、お答えいたします。

薦田さんの疑問にできるだけお答えできるようにしたところですが、なお至らない点や御不明な点があれば、御連絡下さい。

1 6月29日に宮崎県知事が行った殺処分勧告の適法性について

口蹄疫対策特別措置法においては、都道府県知事は、「家畜伝染病予防法第三章に規定する措置だけでは口蹄疫のまん延の防止が困難であり、かつ、急速かつ広範囲にわたる口蹄疫のまん延を防止するためやむを得ない必要があるときは」殺処分勧告を行うことができることとされています。

6月29日時点で、ワクチン接種区域内には、口蹄疫ウイルスを含む大量の糞尿等がシート等によって被覆されることもないまま放置されており、口蹄疫ウイルスの量が著しく多い危険な状態が続いていました。

また、7月4日には、直近の発生から約2週間の間隔があったにもかかわらず、宮崎市において新たな発生が確認されています。

これらのことから、6月29日時点で、十分、上記要件を満たしている状況にあったと考えております。

殺処分勧告の適法性に関する法的な考え方は上記のとおりですが、この問題については、他の農家との公平性についても考える必要があります。そもそも、今回の口蹄疫対策特別措置法に基づく予防的殺処分は、5月中旬以降に実施したワクチン接種を受けて実施しているものです。

薦田さんも宮崎県からの勧告を受けて、既に6月7日には肥育牛について殺処分に御協力いただいています。種牛について

も、宮崎県は、法に基づく勧告を行った6月29日以前にも、ワクチンの接種や予防的殺処分について協力していただけるよう、薦田さんに説得を重ねていたと聞いております。

確かに、その説得の最中にも周辺で家畜の予防的殺処分が進み相対的に感染のリスクは低減しましたが、それは他の農家が涙をのんで家畜の殺処分に御協力いただいたことによるものです。どうかそのことも、御理解いただきたいと思います。

2 薦田さんの所有する種牛がいると安全でないとする理由及び当該種牛の血液検査を実施しない理由について

ワクチン接種区域内には、今も依然として、口蹄疫ウイルスを含む大量の糞尿等が残されており、口蹄疫ウイルスの量が著しく多い危険な状態が続いています。

このため、糞尿等のウイルスの飛散リスクを軽減するために、シートで被覆するなどの飛散防止措置を施した上で42日間発酵させるなどの措置を行っているところであり、これらの措置が完了するまでは、移動制限の解除後も、当該区域内の家畜の再導入は行わないよう宮崎県に指導しているところです。

例え健康な家畜であったとしても、このような危険な状況にある同地域内に家畜を残せば、再発や感染拡大を招くおそれがあります。28万頭もの家畜を殺処分するような悲劇を二度と繰り返さないようにするとともに、できるだけ早く口蹄疫の清浄化を達成するためには、薦田さんの種牛についても処分をお願いせざるを得なかったところです。

また、今回のワクチン接種及び予防的殺処分は、口蹄疫のまん延を防止するためのやむを得ない措置として、感染しているかどうかにかかわらず、対象区域内のすべての家畜を対象に実施しているものです。このため、他の1,000戸以上のワクチン接種農家は、抗体検査等を実施せずに、健康な家畜の処分に御協力いただいたのです。

周囲で感染拡大が続く中、自らの種牛を守り抜いてこられた薦田さんの思いや御努力はいかばかりであったかと推察を申し

上げ、深く敬意を表します。しかしながら、薦田さんと同様に、口蹄疫の感染が拡がり猛威を振るう中で懸命の御努力をされた他の農家の方にも御理解いただき、抗体検査等を実施せずにそのまま殺処分に御協力いただいていたところではあります。

このような事情から、薦田さんの種牛のみ抗体検査等を実施することは困難であると申し上げているところです。

3 県所有の種牛は残すことを認めたにもかかわらず、薦田さんの所有する種牛を残すことを認めない理由について

宮崎県の家畜改良事業団種雄牛センターの種牛については、本年5月10日、東国原知事から当時の赤松大臣に宮崎県の肉用牛生産にとっては必要不可欠なものであることから、家畜伝染病予防法に基づく移動制限区域の外への持ち出しを認めて欲しいとの要請がありました。

移動制限は口蹄疫の感染拡大防止に不可欠な措置であることから、赤松大臣からは、東国原知事に対し、①移動前の徹底した清浄性の確認、②移動時、移動後のまん延防止のための厳格な管理、③制限区域内の農家も含めた県内畜産農家の合意のための十分な説明という三つを満たすことを条件に移動は妥当である旨の助言を行い、5月13日に移動が行われたところです。

一方、今回の予防的殺処分は、これ以上のまん延を防止するため新たに制定された口蹄疫対策特別措置法に基づくやむを得ない防疫措置として、対象区域内のすべての牛、豚等の偶蹄類を対象として実施しているものです。

薦田さんの種牛が大変素晴らしい牛であるということは私も含めて誰もが認めるところです。

しかしながら、我が国の畜産業全体を守らなければならない農林水産大臣の立場としては、予防的殺処分の例外を認めるわけにはいかないのです。

1997年の台湾での口蹄疫発生においては約385万頭の家畜が殺処分され、台湾の畜産業は壊滅状態となりました。口蹄疫はまさに国の畜産業全体を崩壊させる程の脅威を秘めた病気なの

です。

薦田さんの御自分の種牛へのお気持ちやこれまでの改良のために尽くされた御努力や思いは推し量るに余りあるものがあります。しかしながら、ワクチン接種区域内においては、健康な牛豚等を含めてすべての偶蹄類家畜を殺処分している中で、一人薦田さんの牛だけを残すことはできなかったこのような事情を、ぜひ御理解いただきたいと思えます。

最後になりますが、薦田さんを含め多大なる御負担をかけ犠牲を払っていただいた方に報いるためにも、今回の防疫経験を今後の家畜防疫や畜産振興にしっかりと活かしていくことを約束申し上げます。